

令和4年度 第1回総合教育会議 会議録

開催日時	令和4年5月26日 木曜日 13時30分から15時00分まで
開催場所	二宮町町民センター2A クラブ室
出席者	村田邦子町長、森英夫教育長、野谷悦教育長職務代理者、 渡辺優子教育委員、岡野敏彦教育委員、藤原直彦教育委員
町部局	政策担当部長
教育委員会	教育部長、教育総務課長、教育総務課課長代理、生涯学習課課長代理、 教育総務課指導班長、教育総務課教育総務班長
その他	傍聴 なし

※会議次第および資料は、別添ファイルのとおり

会議記録

1. 開会

(司会：教育部長)

定刻となりましたので、令和4年度第1回二宮町総合教育会議を開催いたします。

本日は傍聴希望者の方がいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、町長挨拶をお願いいたします。

2. 町長挨拶

(町長)

お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。総合教育会議は年3回ですので、回数は多くはないですが、日頃から教育委員の皆様が子どもの教育、生涯学習、生涯スポーツ、そういった点からお話していることを、町行政の方との意見交換ということで、しっかり前進できるように確認しながら進めていきたいと思っております。限られた時間ではありますけれども、様々なご意見、いろいろなアドバイスいただければと思います。

3. 協議・調整事項

(1) 総合教育会議のテーマ設定について

町 長：協議・調整事項の1点目、総合教育会議のテーマ設定になります。今年度3回ある総合教育会議のテーマ設定についてです。テーマとしては、三つ挙げさせていただいております。そのうちの一つ目が、教育大綱の改定についてです。教育大綱は平成27年度に定め、平成30年度に改定し、平成31年度からの4年間の期間となっているため、今年度中に、改定をすることになります。町では、本年度第6次総合計画の策定も進めています。まだ基本構想の段階ですが、総合計画との連動も考え、ここで素案を示しながらご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局の方で何か説明はありますか。

教育総務班長：資料をご確認ください。二宮町教育大綱は、平成27年10月に策定をしました。その後、平成30年度に改定の議論をし、平成31年2月に改定をいたしました。改定後は、平成31年度から平成34年度の4年間という期間を定めておりましたので、令和4年度中に改定をしまして、令和5年度から新たな教育大綱に基づくこととなります。スケジュールですが、総合教育会議は5月、8月、1月とありますので、8月に改定案を議論し、1月の会議で確定をさせていただき流れで進めたいと思っております。また、これまでの大綱の期間については、4年という期間を設定していましたが、これは総合計画の期間と合わせている関係で4年間としていました。第6次総合計画については、令和5年度から前期5年間、後期5年間となりますので、教育大綱も総合計画の期間と合わせ令和5年度から令和9年度までの5年間を考えています。大綱の中身については、総合計画や、国の教育振興計画等とも照らし合わせて改定をしていきたいと考えています。

町 長：教育委員会制度は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築と首長との連携を強化することであり、これらを実現させるための方策の一つとして、大綱が位置付けられているということなので、大きく改定するものではないと思いますが、時代とともに表現の仕方なども変えてもいいと思います。ご意見何かございますか。

藤原委員：一つの例ですが会社を休んでいた人が復職し、最初は電車に乗るのが怖いからオンラインから始まって、慣れてきたら現場で働けるようになり、オンラインとリアルをうまく使い分けているという話がありました。何の話かといいますと、不登校の子たちが、今は疲れていて学校には行けないけれども、オンラインというデジタルの場所があって、たまにリアルに登校し、そういうことが教育の継続性に繋がってくると思います。この大綱において、教育施設のあり方は、現実の学校という箱に来るものという考えかと思います。少し避難するようなデジタルの場、会えたら楽しいリアルな場、このようなことをこの大綱の中で読み取れていけるといいのではないかと思います。

町長：当時は教育環境といえば、やはり学校という箱をどうするかということだったと思います。それが今ではタブレットも、1人1台入りまし、本当にいろいろなものが激変、進化しています。そのあたりも含め5年後を見据えての大綱にしていきたいと考えています。

教育長：参考までに国の第三期教育振興基本計画というのが2022年で終わり、次期振興計画を策定しています。国の計画も令和5年から9年度ということになります。国の方は、超スマート社会などと言っておりますので、藤原委員が言われたようにデジタルとリアリティの融合みたいなことを、テーマの中に加えていくのもいいと考えます。

岡野委員：この5年間で、時代が激変したと実感しています。次の5年間も変化が続いていく中で確実に子どもたちの教育環境を確保し、それを実践していくというマインドは必要なことですので、そのあたりをうまく表現できたらいいかと思います。今は施設、いわゆるハードとしての建物のことは書いてありますが、ICTも含め、どう使いこなしていくかが重要になってくるものと考えます。

渡辺委員：4年前の改定の際は、先々を見て、新しい時代にふさわしい能力をという言葉を加えたと思います。また、今までの教育は、集団画一斉で同じように学ぶという考えでしたが、今では個別最適という風に大きく軸が動いてきています。この先、多様な学び方、選択肢もすごく増える中、個別最適な一人一人にあった教育環境をどれだけ町と一緒に考えていけるのかということも踏まえればいいのかと思います。

教育長：国では、令和の日本型学校教育といった言葉を出しています。また、デジタルですと個々に特化してしまうことも多くなりますので、人と人との繋がりを大事にする協働的な学びといった言葉も打ち出しています。また、超スマート社会やSociety 5.0という言葉もあります。大きな課題としては、労働市場の構造や、職業そのものの抜本的变化といったことも出ています。今後の多様な働き場所など、これらのことも視野に入れて検討することが教育の中にも求められてきています。

岡野委員：教育の骨格部分を、この機会に全部連動させて組み上げていくことになる。小中一貫とも連動させながら、最上位概念を決めて、しっかり組み上げたいと考えています。

渡辺委員：長野県安曇野の池田町が教育大綱を作った際に時間をかけていて、基本理念が、子どもが真ん中未来を拓くひとづくり、という抽象的で曖昧な表現になっています。池田町教育長のインタビューを読んだときに、抽象的で哲学的な表現をすることで議論や対話が始まり、その理念をスタートとしながら様々な対話の場を設けて、基本方針を決めていったみたいです。岡野委員がおっしゃった小中一貫教育の研究会など教育の本質に繋がって連動していくような形になっていたら面白いと思いました。

町長：世の中にはいじめの問題もあり総合教育会議などができてスピーディーに危機管理も含めて対応しようというところもあったんですけど、社会状況が変わっていく中で、どういうふうな子どもをこの町で共に大きく育てていくのかという基本のところをもう一度見直していくいい機会ですね。

教育長：基本のキーワードとして、共に学び共に育つという言葉、それに加え地域のコミュニティの力を使って子どもを育てるなど様々な人との触れ合いが必要になってくるといったところが、基本になるということを感じています。

町長：町の方でも、誰一人取り残さないという言葉を出しながら授業を進めていますし、様々な課題や個性を持つ子どもたち、先ほどの個別最適ということをどう保障して、展開できるか、そういう未来が見えるようなものにしたいと思います。

野谷委員：小中一貫教育を作っていくという大きな流れですが、現実的な子どもの姿を見ていると

教室に入れない子もいます。どんなにいい授業をやったところで、そこで一緒にやれない。様々な問題があつて、個別最適な学びという言葉に引っかけて言いますと、もう少し子どもの生活に寄り添って、体験的な教育というか、そこが小中一貫に最後は繋がっていくのかなと思います。別の話題にもなっていますけれども、子どもの居場所づくりということがあります。そのシステムをすぐに各学校でということではないけれども、そのような意味合いも含めた、広い意味での教育大綱を目指したいと思います。

町長：居場所づくりや特例校など、教室のカリキュラムに参加できない児童生徒が現実にいる中で、その子の学びをどう保障するのか、学校は教室でのカリキュラムが教育の中心であつて、そこには参加できない子について考えていくときだと思います。いろいろと模索し、地域の皆さんの活動や力を借りながら、そこも含め子どもに希望が見えるような基本方針にしないといけないと思います。また、いろいろご意見いただいて、たたき台の方よろしく申し上げます。では、一つ目の教育大綱についてということは、今日はこれでよろしいでしょうか。次に、テーマの2の小中一貫教育について資料の説明よろしく申し上げます。

教育総務課長：推進計画につきましては、先月、教育委員会議にて議決をいただいておりますので、説明は割愛させていただきます。設置要綱につきましては本日公表し、明示をさせていただきました。所掌事務につきましては、第2条に記載の通りです。研究会は、施設一体型の小中一貫教育校のことについて議題としていただくということで、一貫校における教育の内容、方向性、学校形態、設置場所、規模、義務教育学校等の先進事事例の視察等を踏まえて行っていければと考えています。組織につきましては第3条の通りで、各学校から学校運営協議会の保護者の方と、地域の方を1人ずつ合計10名。小学校長代表と中学校長代表各1名ずつとなります。有識者2名につきましては、原さんと山内さんに声掛けをさせていただいております。あとは教育委員と教育長ということになっています。小学校長代表と中学校長代表以外の校長については、できればオブザーバーのような形で、当面は話に参画をしていただきたいと思います。今後の状況によりますが、要綱を改正して、校長は全員入っていただくような形も考えているところです。その他教育委員会が適当と認める者ということではオブザーバーとして町長が参画いただければと考えています。施設一体型をメインに研究をしていただきますが、教育委員会の中でも、施設一体型

のあり方を考える中で、二宮の教育を今一度見つめ直す機会にもしたいという声もありますので、少し教育の中身を深掘りしながら、研究していくこととなります。一方で、教育委員からも、着実にこの研究を進めて欲しいという声がありますので、例えば3年とか2年程度で目標値を定めて進めていくようになると思います。教育の中身というところでは先ほどの教育大綱にも繋がるんですけども、推進計画の後に、今の不登校傾向の児童生徒に対する学校の支援のあり方というのが資料についております。こういったことも今後の施設一体型小中一貫校に盛り込んでいくなど、考え方の参考になるものかなと考えているところです。

指導班長：今現在、学校で取り組んでいることを箇条書きで整理しました。今、行っている形態として、一つは別室登校というものがあります。それ以外に、放課後登校や自宅からICTを使って学習に参加している子、学校のホームページを通して、学校の情報発信をすることで、保護者と子どもとコミュニケーションを生み出しているという事例もあります。まず、この別室登校から順番に説明していきます。小学校の事例についてです。一つ目は登校しづりで教室に入りづらいお子さんもいます。そういったお子さんについては、別室で過ごしています。教室に入れる場合は、担任が学校に登校できたことを認めつつ、無理のない範囲で、学習を進める形になっています。保護者の願いと子どもの思いがずれていて、そこに両者が苦しんでいるということもありますので、心理教育相談員等が入って、目標のすり合わせを面談を通して行う等、長期的に支援をしています。二つ目の事例については、学校の中で保健室が居場所になっていて、養護教諭が対応しながら過ごしているお子さんもいます。保健室以外にも会議室や教育相談室なども、子ども達の居場所とし、養護教諭が対応できないときは、管理職や教務主任、教育相談コーディネーターなどの様々な先生が話を聞いたり、学習を見守ったりしています。気持ちが上向いて、ちょっと教室に顔を出そうかなというときもありますので、そんなときは担任が迎えに来たり、保護者がいる場合は、保護者も一緒に教室に上がっていくケースもあります。ただ、低学年で母子分離に課題があるお子さんも当然いますので、その場合は、適切な距離感も大事になります。そこも心理教育相談員が関わりながら、ここは待ってくださいとか、ここは一緒に行ってくださいという助言をしながら、子どもの見守りを行っています。三つ目のケースについては、二つ目のケースに似ていますが、会議室とか相談室が居場所として機能していて、様々な先生、学校によっては事務職員なども、そこに関わっているケースもあります。その子の特性を踏まえた上で、温

かい声掛けを学校全体で行うことで、この学校が君にとっての居場所なんだよ、というメッセージを工夫しながら発信している事例もあります。続いて中学校の事例を紹介したいと思います。子どもたちが普段過ごすところとは離れたところに、個別学習室を用意している学校です。2時間目から4時間目まで、部屋を開けていて、来れる時に来ていいよという形で、そこでは学習を教えるのではなく、子どもたちが自習をする、その見守りを先生が行っています。対応する先生は、県の方でつけていただいている特別支援非常勤の先生とか、授業が空いている先生が対応しています。別の学校では、学校の中に学習室という部屋がいくつかあって、そこに来てもらって、話を聞いたり、学習の見守りを行ったりしています。ただ、別の先生が関わるというのは信頼関係が構築できていないと難しいということもあるので、基本は学級担任が対応しています。定期的に通うことができれば、段階的に、個別専門の先生につなげていくビジョンがありますが、なかなかそこまで行くケースは難しいです。どのケースも多くは心理教育相談員が関わっていて、本人の状態を適切に見極めた上で、対応しているケースが多いです。家庭環境に課題を抱えているケースも増えているので、SSWが入って、関係機関とつなぐ支援をしています。放課後登校という形で放課後に子どもが学校に来て、先生に会って話をしたり、学習の話をしたりというケースもあります。また、部活動だけ参加しているお子さんもいて、そこで子どもたち同士の繋がりを持ったり、先生との関わりを保っていたりするケースもあります。自宅から学習に参加しているお子さんもいて、ICT機器を使い、授業もオンラインで参加しており、出席として認めているというケースもあります。当然授業に参加できないケースもありますので、そういった場合は担任が、きめ細かく家庭訪問したり、電話連絡をしたり、グーグルのクラスルームを通じてメッセージを送ったりして、何とかつながりを保つ工夫をしています。学校情報発信ということで、その日の学習情報をホームページで発信している学校もあります。保護者の声によるとそれが、子どもとコミュニケーションをとる上で、非常に有効になっているという話を聞きました。学校ホームページは、学校で取り組んだことを広く町民一般に知らせることだけではなくて、家庭でのコミュニケーションのツールにもなっているという話を聞きました。よって、その学校についてはあえて写真を載せなくて、事務的なことだけを載せるルールにしているという話も聞きます。教育支援室に通っているお子さんもいますので、情報共有した方がいいと思うケースについては、学校と丁寧に共有をしながら、支援に取り組んでいます。

町 長：議会でも、不登校の問題について質問が出る場合があります。固有名詞や学校名までは出

する必要はなくても、このような具体的なことをしているのは、何かのきっかけでお話してもいいのかなと思います。話を聞くと、すごくよくその役目とその立場の方がどう連携しながら進めているのはわかりますので、どこかで発信していくことをこれからお願いいたします。支援教育のところでだと支援プログラムと、支援シートがあって、1年生から6年生、6年生から中学生に記録を引き継いでいくと思いますが、学校に通えないお子さんにも記録などはあるのでしょうか。

指導班長：特別支援学級に在籍しているお子さんについては、必ず個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しますが、そうではない子については、個別の指導計画等は全て作成されてはいません。

町長：先生も忙しい中で大変ですが、子どもの特徴や、個性があるわけで、上の学校に行った場合など記録は残しておいた方がいいと思いますが、事務的に大変ですかね。

教育長：基本的には、指導要録を学校は作成しておりまして、それを小学校が、積み重ねていき、中学校の方に送る時に抄本にしています。それ以外にもキャリアパスポートというのがありまして、それについては小学校から高校までそれを続けつなげなさいということを文部科学省から指示が来ておりまして町でも取り組んでいます。それは全員分作成をしています。

岡野委員：この資料からは三つ読み取れるのかなと感じました。一つは小学校から中学校まで、ずっとつなげていくという、まさに一貫教育の本筋の部分と感じたのが一つ。二つ目は先生方かなりご尽力され奮闘されていることが読み取れる。三つ目は、ICTという言葉が入っていますが、子どもたちの選択の自由が増えたんだと感じました。学校に行っても教室に入れなかったら別室で、学校に行けなかったら家の中で動画など後で見るタイプと、授業などをライブで実感しその瞬間を共有するタイプと、いろいろなレベルが準備されていて、選択の自由が増えたというのを感じました。総合して二宮町の教育はそういうふうに、いろんな視点から支えてるんだよというのは、何かもっとみんなに知っていただけるといいのかなってというのは感じました

渡辺委員：いろいろ個別に対応できているのだなというのは改めて思いました。例えば放課後だけ

登校して部活動だけ参加するのも、あいつ学校来ないのに、みたいなふうには言われなから参加できているということですよ。そういう雰囲気为学校の中にあるということがすごく大事ななと思います。不登校防止ツールにホームページを活用したり、受容的な集団づくりをしていきましょうっていうことが、時間は少しかかるけれどもその経過とともにその温かな空間が学校の中にできている。それもすごく大事な取り組みで、それとは別に馴染めない時に、個別でいろんな働きをできる範囲できているっていう事例があって、10人の不登校の子がいたら、本当に10通り、20通りというか、本当に様々でしょうけれども、これをしたら解決というようにいかないのがやっぱり難しいところですが、いろんな選択肢が町の中にあって、地域の大人たちが、みんなで地域の子どもたちを支えるための土壌を作っていこうというような、そんな、雰囲気が町の中に根づいていくのはすごくいいと思いました。

町長：オンラインでの学習参加は、これはライブでも一方的に見ているだけで、チャットじゃないけれどその子が発言したり、答えたりっていうのはまだできないのでしょうか。

指導班長：やろうと思えば、間違いなくできます。本人が希望すればということもありますが、家庭と連携しながら進めているところです。先ほどの個別の指導計画ですが、他市町では、教育支援室に通っているお子さんについても、個別の指導計画を作っているケースもあります。二宮は学校とやまびこがすごく連携しやすい状況になっているので、そういったお子さんについても個別の指導計画を作成することは可能なんじゃないかなと思いました。なかなか自宅から出られないお子さんの話を聞くと、かつては、カードゲームが主流だったから、教育支援室に来てカードゲームをして、それが繋がる一つのきっかけとなっていました。ICTが発展してきて、家の中で完結することが増えており、ますます家から出られなくなっているケースも増えてきています。先ほどの藤原委員の話じゃないですけど、社会との繋がりを保つために家を出ることだけが、社会の繋がりととらえることなく、オンラインで繋がることも、社会と繋がりを保つ方法の一つと認識し、オンラインでその子と繋がる方法を積極的に模索していくというのもありなのかなと思いました。

岡野委員：オンラインでも繋がれるということは、最初からそれを最優先で推奨するものではない

かなと思いますが、最後の方の選択肢として準備しているという風に捉えるとすごく幅が広がっているというのは感じます。先ほどの渡辺委員さんのお話にも関連しますが、部活動、放課後だけでも学校にいける雰囲気はすごいことなんじゃないかなと思います。

野谷委員：例えば小学校の事例ですと、各クラスに入れないう子を担任は授業があるため見れない。そうすると、管理職や保健の先生にお願いしたり、もうとにかく、誰でもいいからお願ひして見てもらう。そんな状況で複数名いる学校はもう全然対応する時間ができない。管理職は管理職の仕事があるわけですから、それも機能してこない。それが現実なんです。その中で特別支援非常勤だとか支援員の方も関わっています。中学校でも空きコマの先生に頼っているわけです。これは無理かもしれないけど、町の独自の財源措置をという制度的な方法を考えて欲しいというふうには思います。

渡辺委員：たくさんの事例があるということは、それだけ個別でいろんな対応ができていてことにもなるんですけども、例えば養護の先生の負担や様々な子どもの対応が増えることで現場での大変さについてはもっとちゃんと聞き取っていく必要があるなと思います。一生懸命やっても全部をカバーすることはやっぱり難しくそれを、学校だけ、教育委員会だけとかに求めることも違うと思います。家庭の中のその親子の関わりも含めて、本当に、地域全体でこう取り組む空気というか、雰囲気みたいなを広げていくすべも何か考えていきたいなと思います。

町 長：今後小中一貫の研究会も始まって、地域の方も入っていただくので、そういう中でもお話ししながらだと思います。星山先生の講座なんかも、継続して続いているところもあるので、そういう情報も一緒に交換しながら、町のいろんな力を借りて取り組んでいくしかないかなと改めて思いました。その中でしっかり行政がちゃんとやるべきことを見定めていきたいと思います。

藤原委員：小中一貫の中で、教育をどう捉えるか。義務教育はユニバーサルサービスで、すべての方に同じレベルの教育をやらなければいけない。学校に来ない人を無理やり連れてきてという必要はなくて、家でしかできない人には家で、ということができれば義務教育としてのユニバーサルは担保できると思います。個別最適一人一人というのはやりたいこ

とだけど、できないこともあるということをやんと言っていけないといけない。ユニバーサルサービスだから一定なんですというのを小中一貫に入れるならば入れていかないといけない。海外の事例ですと教育した中身がちゃんとわかっているかのテストをする。点数が高い子が中学受験とかではなくて、教えなければいけないことがちゃんとわかっているかどうかのテストをする。わかっていなければ、それは教えている教員に責任があるから、逆に生徒が評価をつけている。教育はすべての人に与えなければならぬものなのでそれがちゃんと届いてるかを確認している、ということでした。個別最適が出来ています、そうしていきたいです、と言え言ほど、うちも個別にうちも個別にということになるので、義務教育というのは果たして何なんですか、ということをお話し合って明確にしたい。ここはやっぱり無理だから、こっちの方はやらなきゃねという議論にうまく繋がっていくといいと思っています。

町長：いろいろありがとうございました。小中一貫のところはよろしいですか。次に、今後の部活動のあり方です。事務局より資料の説明をお願いします。

課長代理：部活動の地域移行のことです。まず、課題点としては、中学校の生徒数の減少が加速し深刻な少子化が進行している関係で、町内の中学校でもチームスポーツが成り立たない。人数が足りなくて、大会に出場できないから他の学校と合同チームを作りやと大会に参加しているというような現状があります。また、教員の負担も課題で、部活動に非常に多くの時間をかけて指導をしていただいているという状況にあります。今後の改革の方向性についてですが、休日の運動部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とするとしています。以前は段階的に移行していくという事だったので、ここで目標時期が明確化されまして、令和5年度から令和7年度末を目途にということが示されました。国としては今後集中的に詰めていきたいというところがあるのかと思います。また、平日の部活についても、できることから、地域の実情に合わせて取り組んでいくこととなります。国の方からは令和2年度に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ということで通達等も出ております。イメージとしては先生方がほぼボランティアでやっていただいたところを同じように地域の方にボランティア等で移行していきなさいというイメージでした。町としてもなかなか人材を探すことが難しいと捉えていましたが、そのタイミングで経済産業省からの実証事業のお話がありました。検証ということで経済産業省さんが言われていたのは、地域の方でボランティアを探すことは持続可

能性が本当に出るのか、経済産業省としては、そこに問題があるのではないかとのことでした。そこにいろんな民間団体を部活動の指導者の受け入れ先として入れることでお金の動きが出てくる、ひいてはそれが地域の活性化に繋がっていくという視点で経済産業省でできないかということで今回実証事業に至りました。取り組み主体は民間のJTBTらビッツクラブですが、委員会の方も協力という形で参加をさせていただきました。

～二宮町の部活動の受け皿としての地域スポーツクラブの創出と地方活性への可能性の検証～
を基に資料説明

町 長：モデル事業を受けて、神奈川新聞の取材やNHKの取材も受けてということで、今後より具体になってくると思います。いろいろな可能性や課題があるなと思います。

課長代理：実証事業については文科省に課題点を見出すために取り組んできましたが、だんだん文科省の方も経産省よりになり、民間団体の導入や受益者負担という言葉が出てきたりしています。

岡野委員：義務教育の中で部活動は何の意味があるのか考えることがあって、一つ一つの、中身のスキルを上げるっていうのもそうなんですけど、みんなとチームワークで乗り切って、何か目標を達成するとか、個人でやるなら、自分でスキルアップして、悩んで壁に当たってそれをいかに超えていくかとか。それが教育的な意味があるんだろうっていうのは感じるところです。例えばスポーツで野球をやったりサッカーをやったり、それをサッカーで一生生活できるのかというと、必ずしもそうではないと思うし、やっぱりそこで培ったやり切る力とかメンタルの面とか、そういうところがやっぱり教育的な効果があるのかなと思うんで、ある程度はその義務教育の要素を加えていく必要あるのかなと感じるところです。受益者負担、費用については、今までも別にかかってなかったわけじゃなくて先生の人件費がかかってたわけですね。先生の時間が、お金の換算されて、だけどそれは、保護者さんからはいただいていないっていう仕組みですね。そのところをどう理解いただくか。教育的な効果があるというのもセットで、何か理解をいただく努力が必要かなと思います。

教育長：私も小学校の教員なので、実際、部活指導の経験はない。実際に経験している指導主事の

方から、もう少し部活動の意義、学校の中での先生方の部活動に対する意識を少し、お話いただけますか。

課長代理：先生方も学校から手放したい部分もあるけど、手放せないってところがあると思います。例えば技術は専門家が教えればいいけど生活指導など、そういうところが、本当に担保されるのかというところは、先生方も不安に思っているところですし、今後地域移行を進めていくうえで、一つの課題になってくるのかなと思います。

町 長：そもそも教育的に位置付けられているのであれば責任をもってやらなければ駄目だと思いますし、民間に投げたとしてもいろんな事件がある中で、顔の見える指導者だからといっても何が担保されているかわからず怖いところもあります。あとは公平性の問題もあると思います。行政がどういう姿勢でこれの問題に向き合えばよいのか。一足飛びにすぐ、受益者負担という話になると、その議論ばかりで親が負担するのか町が負担するのか、そういう問題ではないと思っています。

教育総務課長：学習指導要領上では、部活動は学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようがありますが、教員が担うべきものとしては位置づけられていないです。縦の序列や体力づくり、技術の取得、集団性の涵養などは指導要領では大事とされています。また、休日の部活から移行すると、土日と平日で指導者も変わることも課題です。指導主事がNHKの取材で、そのあたりは非常に強く言われてます。多くの自治体が今困ってしまっただこも進んでない状況です。

野谷委員：確かに教育的な効果やりがいは先生にも絶対にあると思います。部活を頑張ってる先生は、部活こそ教育という方もいらっしゃいます。地域移行について、簡単にいくとも思えないけども、受益者負担の問題、地域の指導者がいるのか、その指導者は信頼できるのかとか、様々な問題を解決していかななくてはならないと思います。

教育総務課長：経産省は平日も含めて社会教育に持っていくのが、部活動の本来の姿でそうしないと先生の働き方改革にはならないと言い切っています。

町 長：難しい課題かと思いますが、国県の状況、近隣市町村の状況なども今後把握したら教えて

いただければと思います。それでは、これについて以上でよろしいでしょうか。その他と
いうことで、何かございますか。

教育総務班長：今後の予定ということで、2回目は8月26日を予定しております。3回目は令和
5年1月27日を予定しています。

町 長：次回は8月26日ということでよろしく願いいたします。時間がありますので、大綱等
も、いろいろなお意見をいただければと思います。今日はこれで終わりたいと思います。
ありがとうございました。